

平成28年6月から

定期報告制度が変わります！！

資格者のみなさまへ

1. 調査・検査の資格制度が変わります！

特殊建築物等調査資格者・昇降機検査資格者・建築設備検査資格者のみなさまは、原則、平成28年6月までに新たな資格者証の交付を受けて下さい。



特殊建築物等 定期調査報告マーク



昇降機等 定期検査報告マーク



建築設備 定期検査報告マーク

※ 防火設備の検査資格者制度も合わせて新設されます。

平成27年12月末までに申請すると手続きが簡素化されます！

建物所有者のみなさまへ

2. 定期報告の義務の対象が変わります！

- ◆ 建築物や昇降機は、定期的にメンテナンスの状況を自治体に報告する義務があります。
- ◆ 平成28年6月以降、報告対象が変わりますので、ホームページをチェックしてください。



新たな資格者証の交付申請手続きや、報告対象となる建築物等の詳細は、ホームページをご覧ください
(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa.html>)



国土交通省